

長ス協第54号
令和8年7月24日

各クラブ 保護者会
代表者 様

公益財団法人長岡市スポーツ協会
事務局 長

令和8年度ながおかCome100クラブ活動支援金支給事業について（お知らせ）

ながおか Come100 クラブ活動の活動費に対する支援金の支給について、下記のとおりお知らせします。

については、活動支援金の支給を希望する保護者会は、実施要領に基づき、対象経費を報告してください。

記

1 実施要項

別紙「令和8年度ながおかCome100クラブ活動支援金支給事業実施要項」のとおり

2 関係様式

- (1) 令和8年度ながおかCome100クラブ活動支援金対象経費報告書
- (2) 令和8年度ながおかCome100クラブ活動支援金請求書

3 活動支援金上限額

6月1日現在参加者数	※各クラブに通知済み 人
活動支援金上限額	※各クラブに通知済み 円

【申請先】

（公財）長岡市スポーツ協会

TEL：0258-34-2130 MAIL：nagaoka-come100club@n-spokyo.or.jp

【本支給事業全般に関する問い合わせ先】

長岡市教育部学校教育課部活動地域展開室

TEL：0258-39-2036 MAIL：spo-bun@kome100.ne.jp

令和8年度ながおかCome100クラブ活動支援金支給事業実施要項

1 目的

(公財)長岡市スポーツ協会実施ながおかCome100クラブ活動規約第22条に規定する保護者会（以下「保護者会」という。）が、同規約第24条第4号に規定する保護者会費（以下「保護者会費」という。）から支出する活動の実施に必要な経費（以下「クラブ活動費」という。）の一部を支援することで、活動に係る参加者の負担軽減とともに、活動の活性化、参加の促進を図り、もってスポーツ・文化芸術活動の振興を図ることを目的とする。

2 概要

保護者会が保護者会費から支出したクラブ活動費のうち支援の対象とする経費に対し、活動支援金を支給する。

3 支援対象期間

令和8年4月1日から令和8年12月31日まで

4 活動支援金の対象経費

(1) 対象経費は、以下の表のとおりとする。

経費区分	内 容
借料及び損料	大会参加に係る参加者の移動や楽器の運搬のためのバス等借上料、練習試合等の会場借上料
消耗品費	地域クラブ活動として所有し、参加者が共用する用品・用具等で、取得単価が5万円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）未満の物品の購入費（参加者等が個人で所有し、使用するものは対象外） （例）救急用品（消毒、テーピング、冷却スプレー等）、バドミントンのシャトルや野球のボール、吹奏楽の楽譜など
雑役務費	登録料（個人のものを含む。）、大会参加費

(2) 対象経費の要件は、次のとおりとする。

ア 活動の実施に真に必要な経費であること。

イ 支援対象期間内に発注し、支出した経費であること。

ウ 契約、履行、納品、検収、支払等の事実が証憑書類により客観的に確認できる経費であること。

(3) 対象経費の経費別留意事項

経費区分	留 意 事 項
借料及び損料	・ 活動の実施のために真に必要なものであるか検討し、見積書などで内訳と金額の妥当性を確認すること。 ・ バス等を借り上げる場合、大会参加計画等に照らして行先、経路等が妥当か精査すること。（目的外の乗車が伴う運行は対象外）
消耗品費	・ 地域クラブ活動のみに使用される物品であること。 ・ 購入物品の品名、単価、数量を明らかにすること。

5 対象経費の支払上の留意事項

(1) 原則として、団体名義で支払うこと。ただし、支払方法の指定・限定、支払期限の制約など、やむを得ない理由がある場合には、次の全てを満たす場合に限り、個人による立替払いを認める。

- ア 支出内容、金額、支払先及び支払日が確認できる領収書等があること。
 - イ 精算手続きが支援対象期間内に、又は速やかに行われていること。
 - ウ 立替者本人への精算が行われていることが確認できること。
 - エ 私的利用やポイント取得等を目的とした支出ではないこと。
- (2) ポイントの取得等による個人の特典は、その取得を自粛すること。
- (3) ポイント、クーポン、商品券等を利用した支払いはしないこと。

6 活動支援金の上限額

活動支援金は、地域クラブ活動ごとに、令和8年6月1日現在の参加者数に次の単価を乗じて得た額を上限とする。ただし、やむを得ない理由により支援対象期間の途中で休止又は廃止となった地域クラブ活動があるときは、当該地域クラブ活動の活動期間に応じて月割りした額を上限とする。

番号	種目	単価	番号	種目	単価
1	吹奏楽	12,000円	3	デザイン	2,500円
2	合唱、美術	3,000円	4	1～3以外	6,000円

7 対象経費の報告

活動支援金の支給を受ける保護者会は、令和9年1月22日（金曜日）までに次の書類を（公財）長岡市スポーツ協会に提出すること。

- (1) 令和8年度ながおかCome100クラブ活動支援金対象経費報告書（指定様式）
- (2) 予算書の写し
- (3) 領収書等支出の事実を証する書類の写し（宛名は保護者会とすること。）
- (4) 経費別証憑書類

経費	留意事項
借料及び損料	・見積書、請求書等の金額の内訳がわかる書類の写し（領収書等の額と総額が一致するもの）
消耗品費	・請求書などの購入物品の品名、単価、数量等の内訳がわかる書類の写し（領収書等の額と総額が一致するもの）
雑役務費	・登録費の場合、登録証など事実を証する書類の写し

- (5) 請求書（指定様式）

8 活動支援金の支払い

- (1) 提出された7の書類について、必要に応じてヒアリングを行い、内容を確認する。
- (2) 活動支援金の額を確定し、請求書に記載された口座に振り込む。（2月予定）

9 その他留意事項

年間を通じて活動することができなかった（当該年度の4月から12月までの間で、正当な理由なく参加者が1人もいない月が1か月以上ある）クラブ活動は支援の対象外とする。

【申請先】

（公財）長岡市スポーツ協会

TEL：0258-34-2130

MAIL：nagaoka-come100club@n-spokyo.or.jp

【本支援事業全般に関する問い合わせ先】

長岡市教育部学校教育課部活動地域展開室

TEL：0258-39-2036

MAIL：spo-bun@kome100.ne.jp

(別紙)

種目別消耗品の具体例

種目	消 耗 品 の 例
共 通	医薬品・救急箱、ストップウォッチ、タイマー、コピー代 全員が使用するトレーニング用具
陸 上	バトン、紙雷管、メディシンボール、メジャー、フレキバー
水 泳	ビート板、スイムヘルパー
バ ス ケ	ボール、ボール収納用品、ビブス、電子ホイッスル
サ ッ カ ー	ボール、ボール収納用品、石灰、メジャー、コーン、ビブス
軟 式 野 球 ソフトボール	ボール、ボール収納用品、捕手用具、捕手用具収納用品、バット、ロジン、 石灰、メジャー、ヘルメット、ベース、グリップテープ、ファーストミット
体 操	滑り止め（炭マグ）
バ レ ー	ボール、ボール収納用品、アンテナ、電子ホイッスル
ソフトテニス	ボール、ボール収納用品、
バドミントン	シャトル、シャトル収納の用品、ネット、ポータブルネット 得点表示用品、ノックマシン
卓 球	ボール、ボール収納用品、ネット、得点板、フェンス、網、防球ネット
柔 道	紅白帯、ラインテープ、ゴムマット、打ち込みマット、打ち込み人形
剣 道	ラインテープ、紅白帯 【防具・道着は不可】
吹 奏 楽	マウスピース、楽譜、譜面台、楽器手入れ用具、メトロノーム、リード、 ミュート、チューナー、スティック、マレット、小物打楽器
合 唱	楽譜、メトロノーム、譜面台
美 術	全体で使用する材料・用具
デ ザ イ ン	全体で使用する材料・用具